

不正行為を行った研究者に対する応募制限期間 (公的研究費の場合)

応募制限の対象者		不正の程度と 応募制限の期間
不正行為に関与した者	①：研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者	10年
	②：不正行為があった研究に係る論文等の著者	3～7年 (学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質さに応じて)
	当該論文等の責任を負う著者	
	上記以外の著者	2～3年
	③：①及び②を除く特定不正行為に関与した者	2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任を負う著者		1～3年 (学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質さに応じて)

不正使用及び不正受給を行った研究者に対する 応募制限期間 (公的研究費の場合)

応募制限の対象者	不正の程度と 応募制限の期間
不正使用を行った 研究者と共謀者	私的流用の場合、10年
	私的流用以外
	①：社会への影響が大きく、 行為の悪質性も高い場合、 5年
	②：①及び③以外の場合、 2～4年
不正受給を行った 研究者と共謀者	③：社会への影響が小さく、 行為の悪質性も低い場合、 1年
	5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	不正使用を行った者の 応募制限期間の半分 (上限2年、下限1年、端数切り捨て)

お問い合わせ

相談窓口 (外部資金 / 使用について)

教務部学術研究支援課

TEL 03-5481-3306

FAX 03-5481-5601

E-mail : kenkyu@kokushikan.ac.jp

告発等の受付窓口

監査室

TEL 03-5481-3118

FAX 03-3413-7420

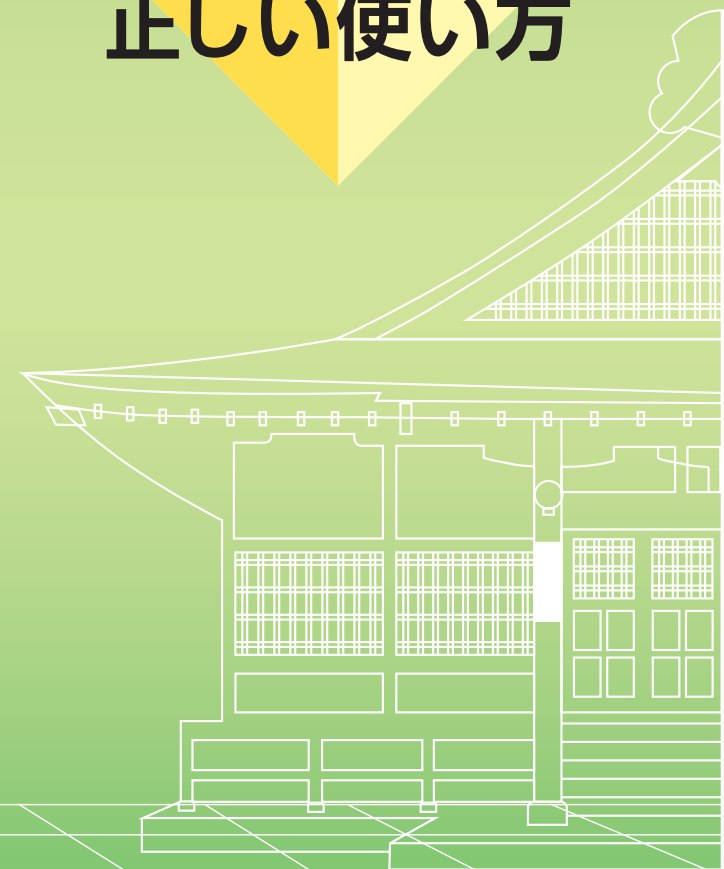
E-mail : kansashitsu@kokushikan.ac.jp

国士舘大学ホームページ内、
「不正防止の取り組み」
をご覧ください。

<https://www.kokushikan.ac.jp/education/activity/prevent/>



研究費の 正しい使い方



不正行為の事例

不正行為とは？

ねつ造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

その他

同じ研究成果の重複発表、論文著者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなど。

二重投稿は、適切な引用がされてない場合、自己盗用とみなされることがある。

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

ねつ造

改ざん

研究活動における不正行為の具体事例①

— 不正事案の概要 —

- 統計データと論文とのデータの不一致、実験ノートや生データが確認できないもの、写真の使い回し、過度の図の加工、同様の画像の使い回しが認められた。
- 研究に関与・貢献度のない者を当人の事前承諾なく共著者とした。

— 不正事案の発生要因 —

- 当該教員は大学が実施する研究倫理教育を受講済みであったが、研究データの適正・公正な使用方法、論文執筆に関する研究倫理の認識が欠如していた。
- 論文化前のデータや統計値を共著者に共有していないなど、当該教員の共著者に対する情報の非公開があった。
- 研究指導する立場にありながら、学生と論文投稿用のデータを並べて直接ディスカッションするようなことをせず、研究室のセミナーのような形でのみ進捗確認を行っていた。
- ほとんどの実験データと分析結果を出した学生に対し、データ使用に関する事前の了解を得ず、また、著者に加える学生の取捨選択を当該教員のみが実施していた。
- 当該教員がすべての決定権を単独で有し、データ加工、論文執筆から投稿までを繰り返し経験することで、次第に研究倫理の重要性よりも唯我独尊的な研究姿勢を優先するようになったと考えられる。

自己盗用

不適切なオーサーシップ

研究活動における不正行為の具体事例②

— 不正事案の概要 —

- 論文において、論文中の図の一部に切り貼りが行われており、データの分析結果及び元データが残されていなかったことなどから、故意による捏造及び改ざんを認定した。
- 元助教と准教授は、当該論文について、当該論文の責任著者であること及び元大学院生とのコミュニケーション不足、データ管理体制に不十分な点があったため、不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者として認定した。

— 不正事案の発生要因 —

- 元大学院生は、再現性のある結果を示すならばデータの使いまわしや切り貼りはある程度は許容されたと考えていたものと推測された。
- 元大学院生は、研究倫理に関する講義等を部分的にしか受講しておらず、研究不正に関する認識が不十分であった。
- 論文投稿時の共著者との実験データのチェックが不十分であった。
- 元大学院生が在籍した研究室では、構成員の研究ノートやデータは保管することになっているが、元大学院の研究ノートは保管されておらず、データ読み取り装置からのデータ抜き取りについても本件が発覚するまで認識されていなかった。このことから、元助教及び准教授のデータ管理体制にも問題があった。